第1章 計画策定にあたって



1 計画策定の趣旨

近年、我が国では少子化・核家族化の進行、地域のつながりの希薄化により、 子どもや家庭を取り巻く社会環境は大きく変化しています。

明和町(以下「本町」という。)では、「子ども・子育て支援法」に基づき、 平成27年3月に「子どもが 親が 地域が 共に育ち 育て合うまち」を基本理念とした『明和町子ども・子育て支援事業計画 すくすく めいわ2015』を策定し、様々な子育て支援事業に取り組んでいます。

一方、国の動向をみると、平成28年4月には子ども・子育て支援法が改正され、仕事・子育て両立支援事業の創設や待機児童解消等の取組の支援を行う等の内容が追加されるなど、子ども・子育て施策に関する様々な法律等が施行・改正されています。

また、人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や幼児教育の負担軽減を図る 観点から、令和元年 10 月から「幼児教育・保育の無償化」がスタートしてい ます。

これからの子ども・子育て支援事業は、新たな制度の下で、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、「一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会」を目指す必要があります。子どもの視点に立ち、人権を尊重し、性差による固定的な対応をしない配慮や、他者への理解と寛容の心を育てる取り組みにより、子どもが安心して自分らしく生きる権利を保障していきます。

本町では、上記の動向を踏まえ、現行計画の進捗状況の確認及び課題の整理とともに、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用希望と内容を含めたニーズを把握し、本町における教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや提供体制の確保、及びその実施時期等を盛り込んだ「第2期 明和町子ども・子育て支援事業計画 すくすく めいわ 2020」(以下「本計画」という。)を策定し、家庭や地域、関係者・関係団体と連携しながら、社会全体で支援していきます。

2 計画の性格・位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、すべての子どもの良質な育成環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度・財源を一元化して新しいしくみの構築を目指すものです。

また、同時に、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」である「めいわ子育でサポートプラン(明和町次世代育成支援行動計画(後期計画))」を引き継ぐ計画として位置づけ、次世代育成支援対策の内容を包括するものとし、「市町村子ども・子育で支援事業計画」と「市町村行動計画」を一体的に策定することとします。

なお、本計画は、本町のまちづくりの指針となる「第6次明和町総合計画」を最上位として、その下位計画に位置づけられる「明和町健康増進計画(健康めいわ21)」、「明和町障害者計画・明和町障害福祉計画・明和町障害児福祉計画」、「明和町自殺対策計画」、「明和町地域福祉推進計画」、「明和町高齢者福祉計画(老人福祉計画・介護保険事業計画)」などの本町の諸計画及び「群馬県子ども・子育て支援事業支援計画」など様々な関連計画との整合性を図り、それら関連する計画との調和を取りながら推進することにより、本町が誇れる豊かな自然環境の中で、子どもを生み、育てやすい住環境をつくり出すとともに、子どもが健やかに、いきいきと成長していけるように、本町の子育て支援施策を総合的に推進していくものです。

そして、行政はもとより家庭、学校、地域、企業などがそれぞれの役割のもと協力・連携して、社会全体で子育て支援に積極的に取り組むことにより、子育て世代が安心して働きながら子育てができる環境、お互いに声をかけ合い支え合う地域、子どもがたくましく健やかに育つ環境、子どもが安全・安心に過ごせるまち、子育てに理解と協力がある環境づくりなどを総合的に進めるものです。

3 計画の対象

本計画は、町内のおおむね 18 歳未満のすべての子どもとその家庭、地域住民を対象とします。

子ども・子育て支援法では、「子ども」とは満 18 歳未満とされていますが、 施策の内容により、必要に応じて対象年齢に幅を持たせるなど柔軟な対応を行 うものとします。

なお、次代の親づくりという視点から、一部施策については、今後親となる

若い世代も対象とします。

また、社会全体で子育てを支援する視点から、子育て支援を行政と連携して 行う事業者、企業、地域住民・団体など地域社会を構成するすべての人も対象 とします。

4 計画の期間

子ども・子育て支援法では、市町村は5年を1期として「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定するとされています。

また、次世代育成支援対策推進法では、5年ごとに、5年を1期として「市町村行動計画」を策定することができるとされています。

以上のことから、本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。「第1期 明和町子ども・子育て支援事業計画 すくすく めいわ 2015」とは関りが深いため、その基本的な方向性や該当する取組について継承していきます。

なお、上記期間中においても、上位法規の改正や本町における施策の変更な ど必要が生じたときは、それに応じて変更・付加等を行うこととします。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和6年度
		ッ・子育で <u>う</u> 支援行動計画							
	,			計画策定	第2期子ども・子育で支援事業計画 (新)次世代育成支援行動計画(後期計画)				

5 計画策定の体制

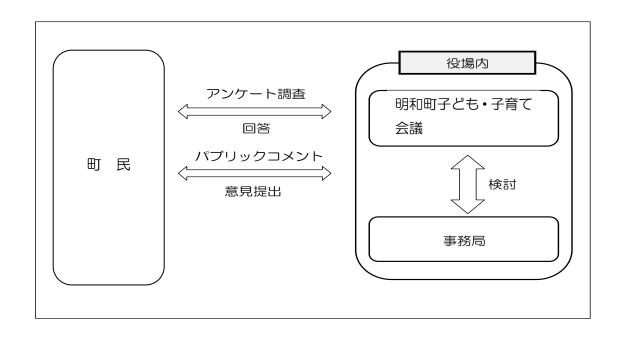
(1) 明和町子ども・子育て会議の設置

この計画を策定するにあたっては、子ども・子育て支援法第77条第1項の 規定に基づく、「明和町子ども・子育て会議」を設置し、委員からの意見を 聴取する中で、計画策定に反映しました。

なお、この会議は、町民の意見が広く反映されるように、子どもの保護者、 労働者を代表する者、子ども・子育て支援事業に従事する者、子ども・子育 て支援に関し学識経験のある者など 14 名の委員で組織しています。

(2) アンケート調査 (ニーズ調査) の実施

本町では、子育て支援施策のニーズを把握するため、平成31年1月に、町内に住んでいる就学前の子ども及び小学生の保護者に対して、「子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。この調査結果に基づき、計画の策定に取り組みました。



6 計画の名称

本計画の名称を「第2期 明和町子ども・子育て支援事業計画 すくすくめいわ2020〈令和2年度~令和6年度〉」としました。

7 制度改正のポイント

(1) 子ども・子育て支援法の改正

「子ども・子育て支援法一部改正(平成30年4月1日施行)」により、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児期の教育・保育等を行う施設等の利用に関する給付制度の創設等に加え、以下の3点を講じることとなりました。

① 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月より、3歳から5歳までのすべての子どもに加え0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもに対して、認定こども園・幼稚園・保育所や認可外施設においても費用の無償化を実施すること。

② 放課後児童健全育成事業(学童保育所)の受け皿拡大

女性の就業率の上昇等による「待機児童」や「小1の壁※」の解消を目指した新たな目標に向け、放課後児童健全育成事業(学童保育所)のさらなる受け皿拡大などの事業整備を行うとともに、子どもの自主性、社会性のより一層の向上を図りながら子どものの健全な育成を目的とする放課後児童健全育成事業(学童保育所)の役割を徹底すること。

③ 広域調整の促進による待機児童の解消

待機児童の解消に向けた対策として、市町村間で利用者を広域調整する ために都道府県が協議会の設置のまとめ役となり、関係する市町村や保育 事業者が参加しながら広域での待機児童解消を目指すこと。

※小1の壁: 就労している保護者が、子どもの小学校入学を機に放課後児童健全育成事業等 を利用するのに際して働き方や子育てなど、ライフスタイルの変化を余儀なく されること。

(2) 児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正

平成28年6月の改正によって、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策強化を図るため、子育て世代包括支援センターの設置、市町村や児童相談所の体制の強化を講じることとなりました。また、平成30年に示された「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、すべての子どもが地域でのつながりを持ち、虐待防止のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目のない支援を受けられる体制の構築を目指すこととなりました。